

[事案 2021-262] 新契約無効請求

・令和4年10月21日 和解成立

※本事案の申立人は、[事案 2021-261] の申立人と同一人である。

<事案の概要>

募集人の説明不足を理由に、契約の無効を求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

平成29年10月に募集代理店を通じて契約した変額保険について、以下の理由により、契約を無効として、既払込保険料を返還してほしい。

- (1)募集人に対し、「自分の死亡時に死亡保険金を子供に遺せるような保険」として、契約者・被保険者を自分、死亡保険金受取人を長女とする保険に加入したいと伝えていたが、募集人は、被保険者を長女、死亡保険金受取人を自分とする保険に加入させた。
- (2)長女に説明を行うことなく被保険者欄に署名させた。
- (3)受け取った設計書の作成日は申込日より後で、申込日に設計書による説明を受けていない。
- (4)被保険者が申込書の被保険者欄の捺印を忘れ、後日、郵送で捺印することになったので正式な申込書として成り立たない。また、申込書控の申込日欄が空欄であり、正式な書類とは認められない。

<保険会社の主張>

以下等の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1)被保険者を申立人長女、死亡保険金受取人を申立人としたことは、申立人自身の判断である。
- (2)募集人は、申立人長女に対し、保険の内容と、被保険者は長女、死亡保険金受取人は申立人となることを説明し、長女は被保険者欄に署名している。
- (3)本契約の申込日に、長女が平成29年1月に契約した別契約（本契約と保険の種類は同じで、被保険者・保険料・保険期間も同じ）の設計書を兼用し、設計書の契約者が申立人となることを断ったうえで、同設計書を用いて説明し、後日、契約者を申立人に訂正した設計書を保管用として手交した。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、申込みに至るまでの経過等を確認するため、申立人、申立人長女および申立人二女、ならびに募集人に対して事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、募集人の説明不足は認められないものの、以下のとおり、本件は和解により解決を図るのが相当であると判断し、和解案を当事者双方に提示し、その受諾を勧告したところ、同意が得られたので、手続を終了した。

- (1)募集人は、本契約の設計書を用意せず、平成29年1月に契約者・被保険者を長女として契約した同種の保険の設計書を用いて本契約の説明をしたが、保険の種類が同じであったとしても、他人のために作成された設計書を用いることは著しく不適切であった。また、本件では、契約形態をどのようにするかが検討事項であり、誤解の恐れが無いように本契約

を想定した設計書の事前準備や後日の申込み等の配慮が必要であった。

- (2) 募集人は、申込書の控えを申立人に交付しているが、申込日の記載がなされていない。申込書の申込日は、クーリング・オフ期間の起算日を明らかにするのに必要な情報であり、記載漏れは看過できない。
- (3) 意向確認書には、「死亡時の保障」と「貯蓄・資産運用」に丸印が付けられているが、保険会社の主張する申立人の意向は、「死亡時の保障」ではなく、正確性を欠くと言える。